

福祉のまちづくり基本方針 (改定案)

令和 年 月

凡例

 前回の小委員会意見への対応

 パブコメ意見への対応

 事務局の自主修正



はじめに

本方針は、県・市町・県民・事業者が一体となって福祉のまちづくりを総合的に推進するための“指針”です。

人口減少や少子高齢化、インバウンドの増加など、私たちを取り巻く社会の状況は常に変化し続けており、福祉のまちづくりへの期待はますます大きくなっています。

こうした期待に応えるため、今回の改定では、**障害のある方や子育て支援に携わる方など、様々な立場の方々の意見も取り入れながら、各主体の役割について施策の柱ごとにわかりやすく例示しました。**

また、新たな視点として、これまでは一律の基準でまちや施設のバリアフリー化を進めてきましたが、今後は地域ごとの特性を考慮しながら施策を展開します。

さらに、より質の高い福祉のまちづくりを目指し、ハード整備と一体となってその効果を高めるソフト施策(心のバリアフリー)にも取り組んでいきます。

本方針は、令和17年度を見据えつつ、各施策の目標年次を5年後の令和12年度としています。真に豊かなユニバーサル社会の実現に向け、福祉のまちづくりを共に進めていきましょう。



ユニバーサルツーリズムの推進



大阪・関西万博での先進的な取組



性的少数者へ配慮したトイレ整備



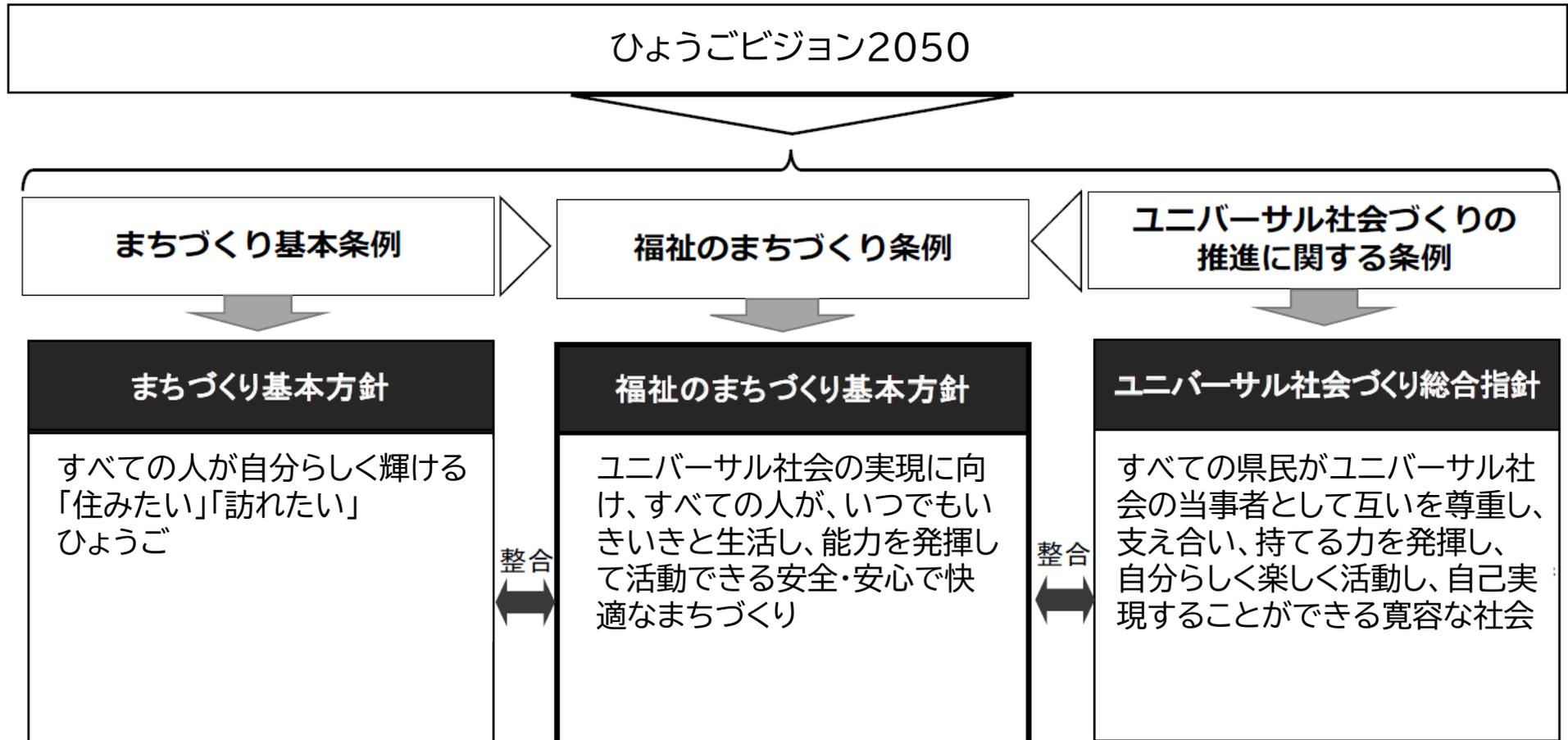
ゲートのない顔認証改札機

目次

	ページ
1 基本方針の位置付け	1
2 福祉のまちづくりの理念	3
3 福祉のまちづくりの基本的方向	3
4 福祉のまちづくりを推進する各主体の役割	4
5 福祉のまちづくりの推進施策	
(1) 「建築物」のユニバーサル化の推進	5
(2) 「まち」のユニバーサル化の推進	11
(3) ハード整備の取組を補完するソフト対応の推進	18
(参考) 福祉のまちづくりの目標	26
(参考) 主な観測指標	27

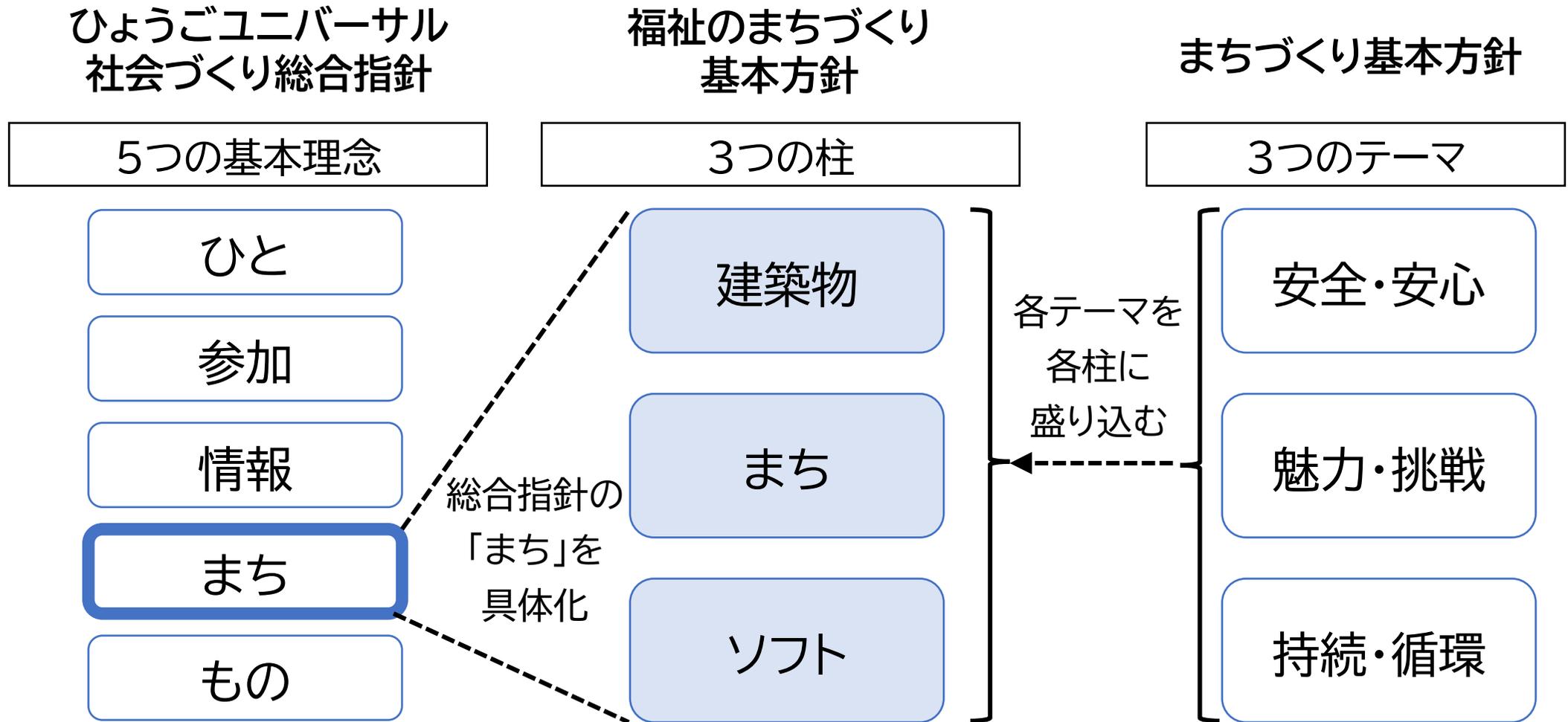
1 基本方針の位置付け

- 「福祉のまちづくり条例」に基づき、県、市町、県民及び事業者が一体となって福祉のまちづくりを総合的に推進するための“指針”
- 「ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例」に基づく「ユニバーサル社会づくり総合指針」及び「まちづくり基本条例」に基づく「まちづくり基本方針」と整合を図ります。



1 基本方針の位置付け

- 「福祉のまちづくり基本方針」では、「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」の理念のうち、「まち」分野の方向性を3つの柱で具体化します。
- その他の4つの理念についても整合が図られるよう配慮します。
- まちづくり基本方針の3つのテーマは、3つの柱に盛り込みます。



2 福祉のまちづくりの理念

ユニバーサル社会の実現に向け、すべての人が、いつでもいきいきと生活し、能力を発揮して活動できる安全・安心で快適なまちづくり

3 福祉のまちづくりの基本的方向

- 福祉のまちづくりの理念の実現に向け、3つの柱(基本的方向)により施策を展開します。
- 各施策は、3つの視点(①地域特性、②当事者参画、③心のバリアフリー)を取り入れて推進します。

(1) 「建築物」のユニバーサル化の推進

- すべての人が安全かつ快適に利用できるように建築物のバリアフリー整備を引き続き推進します。
- 多くの人々が利用する施設では、障害のある人等の声をより積極的に取り入れたバリアフリー化を推進します。

(2) 「まち」のユニバーサル化の推進

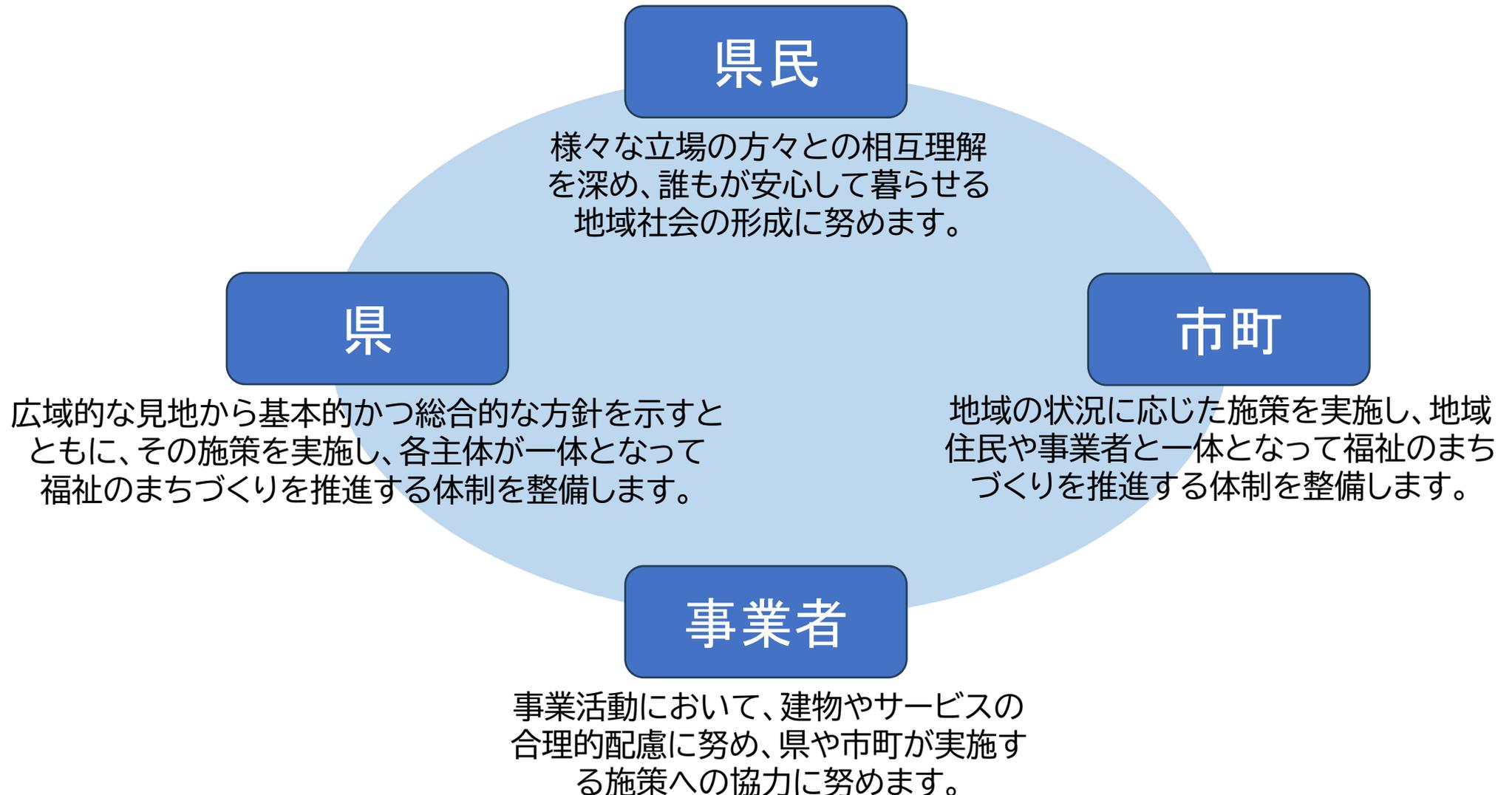
- 鉄道駅舎や道路など、建物やそれらをつなぐ移動経路を一体的に整備し、「まち」のユニバーサル化を推進します。
- ユニバーサルツーリズムの推進につながるよう、訪れたいと思わせる「まち」のバリアフリー化に取り組みます。

(3) ハード整備を補完する「ソフト施策」の推進

- バリアフリー化の効果をより高めるため、ハード整備とそれを補完するソフト施策を一体的に進めます。
- ソフト施策の効果的な実施により、思いやりの心がふれあう福祉のまちづくりを推進します。

4 福祉のまちづくりを推進する各主体の役割

- 県、市町、県民、事業者が、それぞれの役割や責務を認識し、自らの問題として必要な取組を主体的に実施していくことが重要です。
- それぞれの主な役割を踏まえつつ、相互に連携して福祉のまちづくりを進めます。



5 福祉のまちづくりの推進施策

(1) 「建築物」のユニバーサル化の推進

5 福祉のまちづくりの推進施策

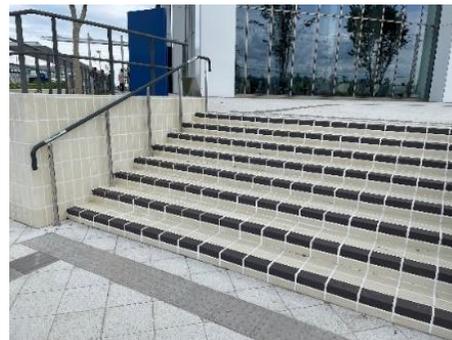
(1) 「建築物」のユニバーサル化の推進

① 福祉のまちづくり条例に基づく規制・誘導

- バリアフリー整備基準や手続を定めた福祉のまちづくり条例の適正な運用により、多数の県民が利用する公益的施設等のバリアフリー化を推進します。
- バリアフリー整備基準以上のより高度な施設整備や管理運営が行われるよう取組を推進します。
- 整備された施設等が適切に利用されるよう啓発活動等により県民の理解を促します。



バリアフリー整備基準以上の
高度な施設整備



段を認識しやすいよう
工夫された階段



車椅子利用者など
障害のある方等向け駐車区画の
不適正利用の防止に向けた取組

TOPIC

令和7年6月からバリアフリートイレ等を施設の規模に応じて複数設けるよう、バリアフリー整備基準を改正しました。



【目標】

指 標	R7末時点 見込	R12目標
公益的施設等のバリアフリー化率	70%	75%

※ バリアフリー情報公表制度の対象施設(鉄道駅舎を除く)を総数として算定

(1) 「建築物」のユニバーサル化の推進

② 公営住宅のバリアフリー化

- 建替事業では、高齢者等が安心して暮らせるよう、敷地内通路や住戸内の段差をなくすほか、エレベーターや手すりの設置を標準化するなどユニバーサルデザインの考え方に基づいた整備を推進します。
- 既存住宅についても、高齢者等に配慮し、エレベーターの設置や敷地内の段差解消などの改修を推進します。(県営住宅では、構造上の制約等がある場合を除き、おおむねエレベーターの設置を完了しています。)
- 平常時の低所得者、高齢者、障害のある人などに加え、災害時には被災者の入居を受け入れ、住宅確保を図ります。
- 情報通信環境の整備など、働き方や暮らし方の変化に対応した取組を行います。



車椅子使用者の避難に配慮した住戸整備



車椅子使用者の利用に配慮したキッチン



車椅子使用者の利用に配慮した便所・浴室

【目標】

指 標	R7末時点 見込	R12目標
県営住宅におけるバリアフリー化率	75%※	80%

※「ひょうご県営住宅整備・管理計画」における目標値

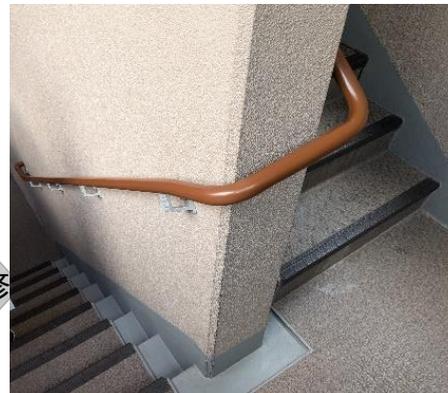
(1) 「建築物」のユニバーサル化の推進

③ 民間住宅のバリアフリー化

- 高齢者等が住み慣れた住宅で自立した生活を送ることができるよう、住戸内の段差解消、手すり設置、トイレ改修、敷地内通路のバリアフリー化などを促進します。
- 賃貸住宅においては、高齢者等の居住ニーズ、バリアフリー化の社会的意義、将来的な資産価値向上など、わかりやすい情報提供等を行い、所有者等のバリアフリー改修に対する意識向上を図ります。
- 高齢者、障害のある人などの入居を拒否しない「セーフティネット住宅」や、安否確認が提供される「サービス付き高齢者向け住宅」などが提供されるよう取組を進めます。
- 住宅に関する相談対応や情報提供を行い、ソフト面からも支援します。



バリアフリーのための住宅改造



共同住宅のバリアフリー化への支援



住宅に関する情報提供
(ひょうごあんしん住宅ネット)

【目標】

指 標	R7末時点 見込	R12目標
住宅のバリアフリー化率(高度なバリアフリー化)※	13%	15%

※ 住宅・土地統計調査における65歳以上が居住する世帯数に対する高度なバリアフリー化(2か所以上の手すりの設置、屋内の段差解消及び車椅子で通行可能な廊下等の幅の確保、のすべてを満たすもの)が行われている世帯数。調査時点の差を線形補完により補正

5 福祉のまちづくりの推進施策

(1) 「建築物」のユニバーサル化の推進

④ チェック&アドバイスの実施・ひょうご県民ユニバーサル施設の認定

- 高齢者、障害のある人など施設利用者等が参画し、助言等を行うことにより、質の高い施設整備・管理運営が行われるよう促進します。
- 利用者の助言等を反映させた施設を「ひょうご県民ユニバーサル施設」として認定し、県民や事業者の意識高揚を図ります。
- チェック&アドバイスで得られた助言等を蓄積し、ガイドラインの見直しに活用するなど、知見を共有します。



チェック&アドバイス(C&A)の実施



助言等を取り入れた改善例
(コミュニケーションボードの設置)



ひょうご県民ユニバーサル施設
認定証交付による意識高揚



C&Aで得られた知見の共有
(働く空間整備事例集)

【目標】

指標	R7末時点 見込	R12目標
チェック&アドバイスの実施数(H23からの累計)	225件	325件 (20件/年)
ひょうご県民ユニバーサル施設の認定数(H23からの累計)	40件	65件 (5件/年)

[チェック&アドバイス] 建物等の所有者の求めに応じて、建築等の専門家や、障害のある当事者の方をあっせんし、利用者の立場から建物等の点検・助言を行う制度

(1) 「建築物」のユニバーサル化の推進

【各主体ごとの主な役割】

県

- 条例等に定められたバリアフリー整備基準への適合を建築確認や条例の届出により審査し、実効性を確保します。
- 公共施設の整備において「施設整備・管理運営の手引」の推奨事項を積極的に採用し、質の高い施設整備に取り組みます。
- ユニバーサルデザインの考え方に基づいた県営住宅の整備に取り組みます。
- 民間住宅のバリアフリー化を促進します。
- 「セーフティネット住宅」や「サービス付き高齢者向け住宅」の登録を促進し、ホームページ等で情報を発信します。
- チェック&アドバイスなど利用者等の参画による施設整備・管理運営に取り組むとともに、得られた知見の共有を図ります。

県民

- 住宅の新築や改築を行う際には、将来の心身機能の低下に備え、福祉のまちづくり条例の「住宅整備基準」に沿ったバリアフリー化に努めます。
- 車椅子利用者など障害のある人等向けの駐車区画やバリアフリートイレの適正利用に努めます。
- 意図せず高齢者や障害のある人の利用の妨げになることのないよう多様な他者との相互理解に努めます。

市町

- 公共施設の整備において「施設整備・管理運営の手引」の推奨事項を積極的に採用し、質の高い施設整備に取り組みます。
- 災害時の避難所となる学校等のバリアフリー化に取り組みます。
- ユニバーサルデザインの考え方に基づいた市町営住宅の整備に取り組みます。
- 民間住宅のバリアフリー化を促進します。
- チェック&アドバイスなど利用者等の助言等を取り入れた施設整備・管理運営に努め、「ひょうご県民ユニバーサル施設」の認定取得に積極的に取り組みます。

事業者

- 「施設整備・管理運営の手引」の推奨事項を積極的に採用するなど、質の高い公益的施設等の整備に努めます。
- 建築関係者は、最新の知見を習得し、積極的に設計に取り入れ、質の高い公益的施設の実現に努めます。
- チェック&アドバイスなど利用者等の助言等を取り入れ、「ひょうご県民ユニバーサル施設」の認定取得に努めます。
- 「インクルーシブな働く空間事例集」を活用し、すべての人が働きやすい環境整備に努めます。

5 福祉のまちづくりの推進施策

(2) 「まち」のユニバーサル化の推進

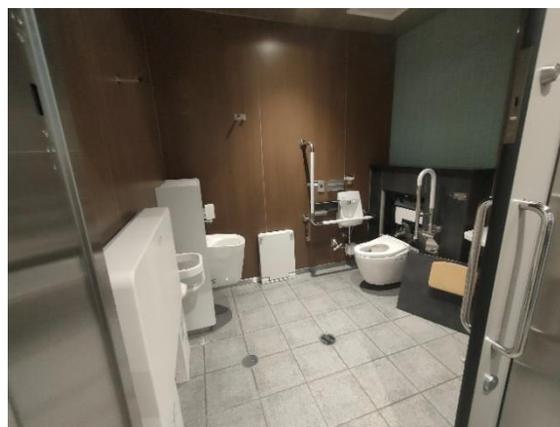
(2) 「まち」のユニバーサル化の推進

① 鉄道駅のバリアフリー化

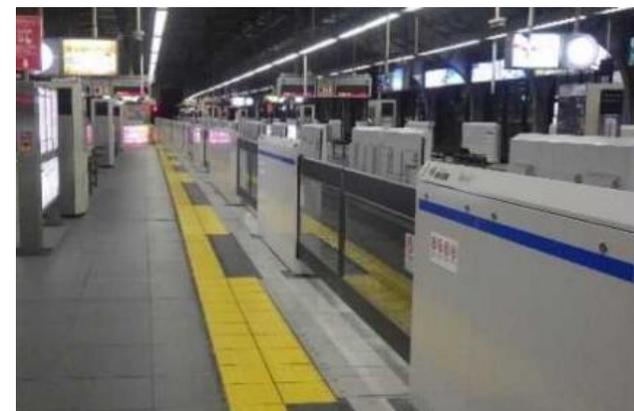
- 乗降客数だけでなく、駅の構造や利用実態、周辺地域の特性などを踏まえた鉄道駅のバリアフリー化を推進します。
- 段差解消だけでなく、ホームと車両の隙間・段差の縮小化、ホームドアなど線路への転落防止対策、バリアフリースイールの整備、多言語に対応した情報案内など、バリアフリーの質的向上にも取り組みます。



エレベータの設置



バリアフリースイールの設置



ホームドアの整備

【目標】

指 標	R7末時点 見込	R12目標
1日の平均乗降客数3千人以上の駅の2経路目のバリアフリー整備数 (計画期間内の合計)	1駅	2駅
1日の平均乗降客数3千人未満の駅で、3千人以上駅と同程度の高齢者 等の利用が見込まれる駅のバリアフリー整備数(計画期間内の合計)	6駅	10駅

(2) 「まち」のユニバーサル化の推進

② バス・タクシー車両のバリアフリー化

- 高齢者等の利用が多い地域の移動を支えるバスのバリアフリー化(ノンステップバスやリフト付きバスの導入)を推進します。
- 高齢者等や、子育て世帯、観光客等誰もが利用しやすいユニバーサルデザインタクシー(UDタクシー)の導入を推進します。



ノンステップバス



ユニバーサルデザインタクシー
(UDタクシー)

TOPIC

認定レベル準1が新設され、UDタクシー車両の選択肢が広がっています



【目標】

指 標	R7末時点 見込	R12目標
ノンステップバス導入率(乗合バス)	74%	80%
UDタクシーの導入率	21%	25%

【ノンステップバス導入率】乗合バスが走行する路線の一部では、地形等によりノンステップバスの導入が困難な場合もあるため、そうした状況を考慮した目標としています。

(2) 「まち」のユニバーサル化の推進

③ 公共施設(道路・公園)のバリアフリー化

歩道のバリアフリー化

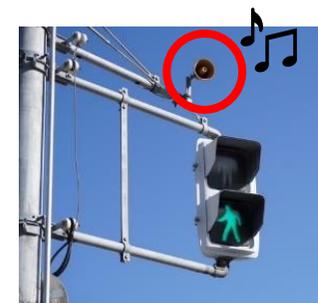
- 誰もが安全で安心して利用できる歩行空間を整備するため、歩道の段差解消や点字ブロックの敷設など、バリアフリー法の重点整備地区等を中心に、既設歩道のバリアフリー化を推進します。
- 特に視覚に障害のある人等の利用の多い横断歩道にはエスコートゾーンや音響信号機等の整備を推進します。



歩道の段差解消・
点字ブロックの敷設



エスコートゾーン



音響信号機

公園のバリアフリー化

- 園路・トイレ等の公園施設のバリアフリー化を進め、安全・安心して利用できる公園のユニバーサル化を進めます。



バリアフリーに配慮した
園路・広場

(2) 「まち」のユニバーサル化の推進

④ バリアフリー法に基づく「バリアフリー基本構想」等の策定の推進

- 高齢化が進む地方部では、地域の実情に応じて必要なバリアフリー化の取組を進め、地域格差の解消を目指します。
- 高齢者、障害のある人など、多様な要配慮者の移動円滑化を促進するため、バリアフリー法に基づく促進方針や基本構想の策定を推進します。
- 基本構想を策定する際には、教育啓発特定事業(地域や学校における障害者疑似体験やセミナーの開催など)も併せて行い、心のバリアフリーの普及啓発にも取り組みます。



バリアフリー基本構想によるバリアフリー化

- 駅を中心とした地区などを市町が指定し、駅・道路・建物などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進します。
- R2からは、心のバリアフリーの取組である「教育啓発特定事業」が法律上位置付けられ、ハード・ソフトの両面から取組が進められています。



バリアフリー基本構想を策定した地区
(宝塚市 武田尾駅周辺)

【目標】

指標	R7末時点 見込	R12目標
バリアフリー基本構想の策定地区数	39地区	49地区 (2地区/年)

[バリアフリー基本構想] バリアフリー法で定められた「移動等円滑化基本構想」の略称。重点的に整備すべき道路や施設を具体的に定める。市町が指定するほか、住民等が市町に指定を提案することもできる。

(2) 「まち」のユニバーサル化の推進

⑤ ユニバーサルなまちづくり推進事業による支援【検討中】

- ▶ すべての人が暮らしやすく活動できるまちづくりを進めるため、ハード整備や合理的配慮の提供などソフト施策の両面から取組を行うエリアに対し、市町と連携して支援を行います。
- ▶ 観光振興や子育て支援などの地域課題を解決するため、他分野と連携した取組を支援します。

市町が解決したい課題を設定

ハード整備

- ・外観の修景
- ・建物内部のバリアフリー改修
(便所洋式化、手すり設置、段差解消等)



ソフト事業

- ・簡易スロープの購入
- ・施設従業員の接客研修
- ・貸出し用車椅子購入 等



ハード・ソフトの両方を実施

ハード整備

- ・おむつ交換台や授乳室の整備
- ・プレイルームの整備



ソフト事業

- ・貸出用ベビーカーの購入
- ・心のバリアフリー教室の開催



TOPIC

「ユニバーサル社会づくり推進地区整備事業」をより活用しやすく見直し

改正ポイント① 高齢化に伴う協議会担い手不足の解消
協議会の設置要件を緩和

改正ポイント② 複雑な制度の簡素化
事業スキームの簡素化、補助メニューの再編

改正ポイント③ 他分野連携によるパッケージ支援
「観光振興」、「子育て支援」など地域課題への対応とパッケージ化して支援



プレイルームの設置



人的対応に必要な備品購入

【目標】

指 標	R7末時点 見込	R12目標
ユニバーサルなまちづくり推進事業の活用件数	(新規)	25件 (5件/年)

(2) 「まち」のユニバーサル化の推進

【各主体ごとの主な役割】

県

- 鉄道駅舎やバスなど広域的な公共交通のバリアフリー化を促進します。
- 市町や業界団体と連携し、UDタクシー車両の導入を促進します。
- バリアフリー基本構想を策定した地区を重点的に促進するなど、地域特性に応じた整備を進めます。
- ユニバーサルツーリズムや合理的配慮の提供義務化などの新たな社会潮流に対応した取組を行います。
- 商店街や駅周辺などを対象とした「まちのチェック&アドバイス」の利用促進に努めます。

県民

- バリアフリー教室やセミナーに積極的に参加し、心のバリアフリーへの理解を深めるよう努めます。
- 車椅子利用者など障害のある人等向けの駐車区画やバリアフリートイレの適正利用に努めます。

市町

- 地域の実情に応じてUDタクシー車両の導入に積極的に取り組みます。
- 「バリアフリー促進方針」や「バリアフリー基本構想」を策定し、面的なバリアフリー化に取り組みます。
- 「バリアフリー基本構想」に位置付けられた道路や公園のバリアフリー化を優先して実施します。

事業者

- バリアフリー化済みの駅についても、更に利便性を高めるなど、質的向上に取り組むよう努めます。
- ノンステップバス車両やUDタクシー車両の導入を進めるなど、公共交通のバリアフリー化の推進に努めます。
- 公共交通機関や道路からシームレスに移動できるよう、県・市や他の事業者と協力します。

5 福祉のまちづくりの推進施策

(3) ハード整備を補完する「ソフト施策」の推進

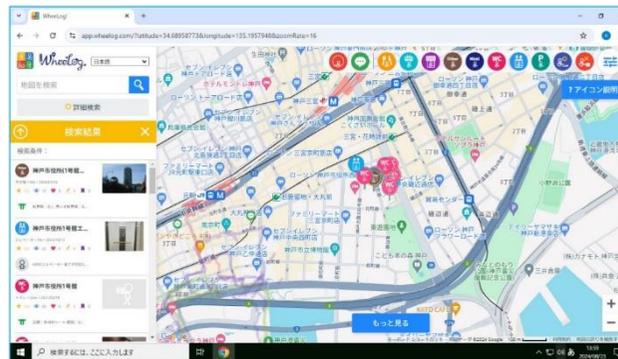
(3) ハード整備を補完する「ソフト施策」の推進

① 施設のバリアフリー情報の公表

- 一定規模以上の官公署、病院、百貨店、ホテル等のバリアフリー情報の公表制度を推進します。
- 行政が公表しているバリアフリー情報とバリアフリーマップ等を連携し、必要な情報を一つにまとめて表示させるなど、施設利用者にわかりやすい形でバリアフリー情報を発信します。
- 施設のバリアフリー情報や公共交通機関の運行情報等入手できるよう、ピクトグラムや点字を用いた案内板、デジタルサイネージ、音声案内、文字情報など、多様な手段により、情報を提供します。



ピクトグラムによる
バリアフリー情報の提供



バリアフリー情報と
バリアフリーマップの連携
(神戸市×Wheelog!)



点字や浮彫りを用いた案内板

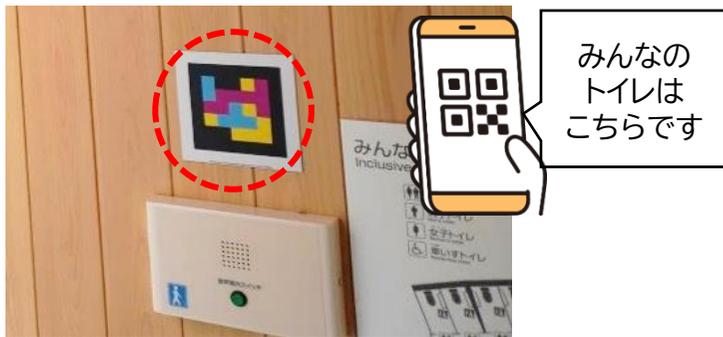
【目標】

指標	R7末時点 見込	R12目標
バリアフリー情報の公表率(公共・民間)	85.7%	90%

(3) ハード整備を補完する「ソフト施策」の推進

② ICTを活用した移動支援・情報発信

- 車椅子利用者や視覚に障害のある人がICTの活用により自由に移動及び活動できる整備を目指します。
- 視覚や聴覚に障害のある人、外国人に配慮し、平時や非常時において、音声と文字情報の併用や外国語の併記のほか、それを代替するアプリケーションが利用できるような情報発信を推進します。
- 一方で、**ICT機器を使えない人(例:視覚障害のためにタッチパネルが操作できない人)の利用を考慮し、従業員への教育や案内方法の工夫、代替手段の用意など、利用しやすい環境づくりに努めます。**



スマートフォンを活用して視覚障害のある人に空間情報を音声で案内するシステム



タッチ動作の必要がない顔認証自動改札

認知症高齢者等GPS利用支援サービス
～GPS端末機の貸出に係る初期費用を負担します！～

認知症で行方不明になる心配がある在宅で生活している方を対象に、GPS端末機（位置情報探査器）の貸出に係る初期費用（システム登録料）を市が負担します。屋外でひとり歩きにより行方不明になった際、ご家族等が位置情報提供システム（電話またはインターネット検索）を活用し、位置情報の提供を受けることができるほか、日頃の見守りにも活用することができます。

GPS端末機は選択可能です
ココセコム または GPSどこさいる
※利用決定後の機器の変更は不可

対象者	利用料
次の①～④の全てに該当する高齢者等を介護している家族等 ①本市に住居票があり、かつ現に本市で在宅生活を営む方 ②65歳以上の方、又は、40歳以上65歳未満の要	GPS端末機の貸出に係る初期費用（システム登録料）については市が負担します。インターネットを利用した位置情報の確認は無料ですが、 月額利用料やオペレータ対応による位置情報の確認、その他オプションサービスについては利用料金となります。

GPS端末を利用した認知症高齢者等の見守りへの支援(尼崎市)



カメラ付き携帯電話を活用した聴覚や言語に障害のある人とのコミュニケーション

- 青色：通行可能
- 黄色：難しい
- 赤色：通行不可



移動経路上の勾配を検索できるアプリ(なび坂)



バスの走行位置をリアルタイムで表示するバス停標識やアプリ

(3) ハード整備を補完する「ソフト施策」の推進

③ 交通事業者による乗客の移動支援のレベルアップ

- 高齢者、障害のある人など移動等に制約のある人の多様なニーズにきめ細かな対応を行うため、接遇ガイドライン※に基づく取組を促進します。

※「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン」（国土交通省）
 「高齢の方・障害のある方などをお迎えするための接遇マニュアル」（観光庁）

- 利用者の相互理解を深める取組を推進します。



バスの乗車介助実習



知的・発達・精神に障害のある人への理解を図る取組



鉄道におけるベビーカー使用の理解促進



筆談対応等も可能なモニター付きインターフォン

【目標】

指 標	R7末時点 見込	R12目標
接遇研修を行う鉄道事業者及びバス事業者の数	鉄道 10/11 バス 13/20	全事業者で実施

5 福祉のまちづくりの推進施策

(3) ハード整備を補完する「ソフト施策」の推進

④ 災害に対応した取組の推進

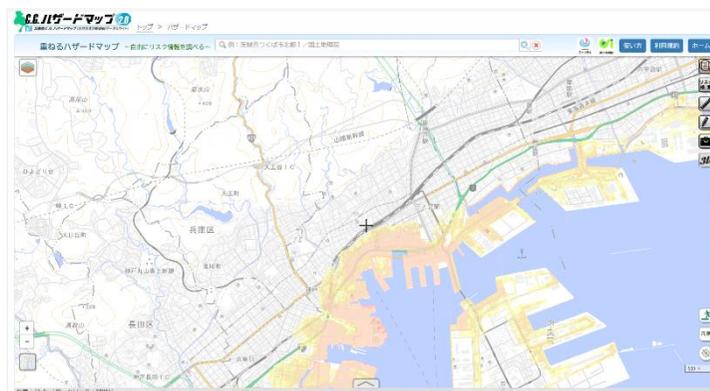
- 平時から避難所となる建物の段差解消やバリアフリートイレの整備などを進めます。
- 各避難所において多様な要配慮者との意思疎通を図るための対策を行います。
- 一般の避難所での避難生活が困難な知的・発達・精神障害のある方など要配慮者のための福祉サービスの提供に取り組みます。
- 避難行動要支援者が円滑に避難できるよう、避難訓練の実施や個別避難計画の策定など事前準備を進めます。



車椅子使用福祉避難所の周知看板
(愛知県春日井市)



コミュニケーションボードの整備
(洲本市)



兵庫県CGハザードマップによる防災情報の提供



避難者の受け入れ訓練

(3) ハード整備を補完する「ソフト施策」の推進

⑤ 福祉施策と連携した取組

兵庫ゆずりあい駐車場の普及

- 商業施設、病院等の公益的施設等の駐車施設において、障害者等が利用する「兵庫ゆずりあい駐車場」の表示を行うとともに、利用証を交付して、適正利用を図る。



兵庫ゆずりあい駐車場

ヘルプマーク等の普及

- 内部障害のある人など、援助や配慮が必要なことが外見から分かりにくい人の社会参加を応援する「ヘルプマーク」等を正しく理解してもらいながら普及啓発を図ることにより、公共交通機関等での座席の譲り合いなどの県民意識を高揚します。



ヘルプマーク



耳マーク

みんなの声かけ運動

- みんなが声をかけて助け合う「みんなの声かけ運動」を推進します。
- 企業・地域団体・学校等と「みんなの声かけ運動応援協定」を締結し、みんなの声かけ運動の輪を拡大するとともに企業・地域団体・学校等の実践活動についても充実させます。



みんなの声かけ運動の推進

(3) ハード整備を補完する「ソフト施策」の推進

⑤ 福祉施策と連携した取組

相談体制の確保

- 「ひょうご住まいサポートセンター」、「西播磨総合リハビリテーションセンター」、「但馬長寿の郷」、「福祉のまちづくり研究所」に住宅、福祉用具等に関する相談窓口を設け、高齢者や障害のある人からの相談に対応します。



福祉用具の展示
(福祉のまちづくり研究所 福祉用具展示ホール)

福祉のまちづくり研究所による先進的な取組

- 認知症の方への理解を深めるための情報を発信することで、サポートする方も含めた生活の向上につなげます。
- 身体機能の低下を簡便に把握できる「フレイル評価椅子」の開発など、介護予防や生活支援に関する研究開発に取り組みます。
- 全国に先駆けて「ひょうご介護テクノロジー導入・生産性向上支援センター」を設立し、展示・体験・相談を通じて、介護現場へのテクノロジー導入や、企業の開発支援を推進します。
- 実践的・先進的・国際的な研究を推進し、関連学会等と人的・知的ネットワークの形成を図ります。



フレイル評価椅子などの研究開発

(3) ハード整備を補完する「ソフト施策」の推進

【各主体ごとの主な役割】

県

- 県有施設のバリアフリー情報の公表を確実に実施します。
- 県有施設等において公衆WiFiの整備など、ICT活用のためのインフラの整備に努めます。
- 緊急情報、防災気象情報、避難情報等の**生命に関わる情報について**、伝達手段の複数化(音声と文字、紙面とHPなど)や、多言語化により**確実に伝わるよう**情報を発信します。
- 福祉用具等に関する相談体制を確保します。

県民

- 公表されているバリアフリー情報を積極的に活用するよう努めます。
- 無人駅などにおいて、高齢者や障害のある人に声かけを行い、必要な場合は移動等に協力するよう努めます。
- 援助が必要な住民を地域の自主防災組織による防災・減災活動に協力します。
- バリアフリー教室やセミナーに積極的に参加し、心のバリアフリーへの理解を深めるよう努めます。

市町

- 市町有施設のバリアフリー情報の公表を確実に実施します。
- 市町有施設において公衆WiFiの整備など、ICT活用のためのインフラの整備に努めます。
- 緊急情報、防災気象情報、避難情報等の**生命に関わる情報について**、伝達手段の複数化(音声と文字、紙面とHPなど)や、多言語化により**確実に伝わるよう**情報発信します。

事業者

- 民間施設のバリアフリー情報の公表の実施に努めます。
- 公衆WiFiの整備など、ICT活用のためのインフラの整備に努めます。
- 情報伝達手段の複数化(音声と文字、紙面とHPなど)や、多言語化に配慮した情報発信に努めます。
- 従業員に対する研修を実施し、接遇レベルの向上や心のバリアフリーの推進に努めます。
- 移動支援に役立つ自社製品の展示会等を行い、その普及に努めます。

(参考) 福祉のまちづくりの目標

指 標	R2末時点 実績	R7末時点 目標	R7末時点 実績見込	R12末時点 目標
公益的施設等のバリアフリー化率	69%	75%	70%	75%
チェック&アドバイスの実施数(累計)	133件	233件	225件	325件 (20件/年)
ひょうご県民ユニバーサル施設の認定数(累計)	29件	59件	40件	65件 (5件/年)
県営住宅のバリアフリー化率	67%	—	75%	80%
住宅のバリアフリー化率(高度なバリアフリー化)	12%	—	13%	15%
ユニバーサルなまちづくり推進事業の活用件数	—	—	—	25件 (5件/年)
バリアフリー基本構想の策定地区数(累計)	29地区	—	39地区	49地区
1日の平均乗降客数3千人以上の駅の2経路目のバリアフリー整備数(計画期間内の合計)	(新規)	2駅	1駅	2駅
1日の平均乗降客数3千人未満の駅で、3千人以上駅と同程度の高齢者等の利用が見込まれる駅のバリアフリー整備数(計画期間内の合計)	(新規)	10駅	6駅	10駅
ノンステップバス導入率(乗合バス)	68%	80%	74%	80%
UDタクシーの導入率	6%	25%	21%	25%
バリアフリー情報の公表率	85.3%	—	85.7%	90%
接遇研修を行う鉄道事業者及びバス事業者の数	—	全事業者	鉄道 10/11 バス 13/20	全事業者

(参考) 主な観測指標

【観測指標】

福祉のまちづくりを取り巻く環境を把握する上で参考となる事項を示しています。

観測指標	R2末時点 実績	R7末時点 見込
重点整備地区内の主要な経路を構成する道路のバリアフリー化率	88%	89%
公園における園路・広場のバリアフリー化	80%	83%
公園における駐車場のバリアフリー化	59%	67%
みんなの声かけ運動の推進員数(累計)	4,925人	5,213人
兵庫ゆずりあい駐車場の登録区画数(累計)	4,858区画	5,072区画
「障害の社会モデル」※ の理解度	—	21%
障害のある人等を見かけたときに自ら手助けをしようとする人の割合	—	73%

【障害の社会モデル】 「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという考え方。

例えば、車椅子利用者にとっては「立って歩けない」ことが障害なのではなく、「エレベーターのない施設」や「段差のある通路」など、いわゆる健常者を前提とした社会が障害を作り出しているという考え方。